

中核市移行による効果検証報告

～中核市ふくしま誕生 新たなステージへ～

令和元年6月

福島市

目 次

―第1部― 中核市移行による本市の取り組み・総括

1	中核市移行により本市が目指す姿	2
2	県から移譲された主な事務	2
3	保健所の設置	3
4	移譲事務の処理体制	4
5	広域連携の推進	6
6	市の体制強化	7
7	移譲事務を実施するために必要な経費	8
8	総括	10

―第2部― 各移譲事務の実績・効果

9	移譲事務の実績及び効果	14
---	-----------------------	----

－第1部－

中核市移行による本市の取り組み・総括

1 中核市移行により本市が目指す姿

本市は以下の3つの姿を目指し、平成30年4月に中核市へ移行しました。

(1) いのちと健康を守る拠点の形成と取り組みの推進

生涯を通じた健康づくり、保健衛生、健康危機管理の拠点として保健所を設置し、総合的な保健衛生サービスを提供することで、安全・安心で生涯をいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

(2) 市民サービスの向上

事務処理の迅速化、相談窓口の一本化により市民の利便性の向上を図るとともに、市の特色・実情を踏まえたまちづくりを推進します。

(3) 風格ある県都として都市機能の強化と広域連携の推進

県北地方の人口定住・活性化の拠点として広域的に利用される都市機能を強化するとともに、連携中枢都市圏の構築を目指して広域連携を推進し、風格ある県都を目指します。

2 県から移譲された主な事務

中核市移行に伴い、市保健所で実施する「飲食店の営業許可」「感染症のまん延防止のための措置」などの事務や「身体障害者手帳の交付」「保育所、特別養護老人ホームの設置認可」等の事務が県から移譲されました。

分野	内容
保健衛生	<ul style="list-style-type: none">●食品営業の許可、監視指導、食中毒発生時の調査●旅館業、理・美容所等の許可、届出、監視指導●感染症のまん延防止のための措置●小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援●診療所、薬局等の開設許可、病院、診療所、薬局等の立入検査●犬・猫の保護などの動物愛護、狂犬病予防

民生	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●保育所、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の設置認可、指導監査 ●社会福祉審議会の設置
環境	<ul style="list-style-type: none"> ●ばい煙発生施設等の届出、指導、大気汚染状況の常時監視 ●廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可、指導
都市計画・建設	<ul style="list-style-type: none"> ●開発審査会の設置 ●屋外広告物の許可基準の制定
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ●県費負担教職員の研修

3 保健所の設置

(1) 保健所事務室

①場所

保健福祉センターの3階等を改修し整備

②業務

- ア飲食店等の営業許可
- イ食中毒発生時の調査
- ウ旅館業、理・美容所等の許可、届出
- エ診療所、薬局等の開設許可
- オ動物愛護業務
- カ難病患者の療養相談
- キ感染症の予防、相談 など



(2) 検査棟及び犬猫保護施設

①場所

保健福祉センター北側に新築

②業務

【検査棟】

- ア食品の収去検査、食中毒にかかる検査
- イ感染症にかかる検査
- ウ公衆浴場等の浴槽水の検査
- エ一般からの検便検査 など

【犬猫保護施設】

- ア犬猫に関する相談
- イ犬猫の保護、返還、譲渡 など



4 移譲事務の処理体制

(1) 新たに必要となる職員

移譲事務を実施するため72人の職員が必要になることから、市が新たに職員を採用するとともに、中核市移行後からの一定期間、特に専門性の高い保健所、産業廃棄物の業務に対応するため、県から豊富な知識や技術、経験を有する職員を派遣いただいています。

分野	職種	人数	分野	職種	人数
保健衛生 (保健所)	医師(保健所長)	1	民生	保健師	2
	獣医師	3(1)		事務	15
	薬剤師	10(4)		計(B)	17
	農芸化学	12(6)	環境	化学	4(1)
	化学	1		事務	3
	保健師	8(1)		県警察官(派遣)	1(1)
	管理栄養士	2	計(C)	8	
	事務	8	教育	教員	2
計(A)	45	計(D)		2	
合計(A+B+C+D)					72

※括弧内は平成30年度に県から派遣いただいた職員14人の内訳(72人の内数)

(2) 市職員の派遣研修

移譲事務に関する専門知識や技術を習得するため、平成29年4月から本市職員15人を実務研修生として県に派遣しました。

業務	人数	職種	研修先			
			県北保健所		県本課	
			部署	研修期間	部署	研修期間
医事薬事	2	薬剤師	医事薬事チーム	9か月	—	—
		薬剤師	医事薬事チーム	9か月	薬務課	3か月
生活衛生	1	農芸化学	環境衛生チーム	1年	—	—
食品衛生	3	農芸化学	食品衛生チーム	3か月	食品生活衛生課	6か月
		農芸化学	食品衛生チーム	1年	—	—
		薬剤師	食品衛生チーム	1年	—	—
動物愛護	1	獣医師	—	—	食品生活衛生課	5か月
					動物愛護センター	6か月
難病・栄養	2	保健師	健康増進課	10か月	—	—
		管理栄養士	健康増進課	6か月	—	—
感染症	1	保健師	感染症予防チーム	1年	—	—
計(A)	10					

業務	人数	職種	研修先			
			衛生研究所		県本課	
			部署	研修期間	部署	研修期間
検査	2	農芸化学	試験検査課	9か月	—	—
		薬剤師	試験検査課	1年	—	—
計(B)	2					

業務	人数	職種	研修先			
			県障がい者総合福祉センター		県本課	
			部署	研修期間	部署	研修期間
身体障害者手帳	2	事務	総務課	6か月	—	—
計(C)	2					

業務	人数	職種	研修先			
			県北地方振興局		県本課	
			部署	研修期間	部署	研修期間
産業廃棄物	1	化学	環境課	1年	—	—
計(D)	1					
合計	15	(A+B+C+D)				

5 広域連携の推進

(1) 福島圏域における広域連携の動き

①福島圏域連携推進協議会（平成30年11月設立）

人口減少社会における多様な課題に対し、近隣自治体で連携して対応していくために、本市を中心とした福島圏域首長懇話会を発展的に解消し、これまでオブザーバーであった二本松市、本宮市、大玉村の2市1村が正式な構成員となったほか、山形県米沢市が新たにオブザーバーとして加わり、11市町村による新たな自治体連携の枠組みをつくりました。福島・宮城・山形3県にまたがる全国的にも珍しい広域連携の取り組みとなります。

中核市である本市が先導的な役割を担い、施策効果が圏域全体に波及するよう広範にわたる連携事業を展開するほか、本市を中核とする連携中枢都市圏の形成に向けて各市町村と協議を進めています。

※構成市町村：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、宮城県白石市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村、山形県米沢市（オブザーバー）

(2) これまでの主な福島圏域連携の取り組み

①災害時における相互応援協定（平成29年5月）

福島圏域首長懇話会の構成7市町村により、平成29年5月に「火山災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

②福島圏域合同移住セミナー

平成30年4月に福島圏域移住定住促進協議会を設立し、合同での移住促進セミナーを東京都で開催しています。（平成30年度：7月、1月に開催）

③縁結びツアー（平成31年2月）

福島圏域を巡る縁結びツアーを開催し、圏域の男女40名が参加しました。

④ふくしまイレブンめぐりスタンプラリー（平成31年2月～3月）

福島圏域の道の駅・直売所等、計16か所を巡るスタンプラリーを開催し、圏域への冬季回遊を喚起しました。

⑤福島圏域「絆」day

福島市役所食堂で毎月19日（食育の日）に圏域の名物や特産品を取り入れたメニューを提供しています。

⑥東京オリンピック・パラリンピック関連事業

圏域全体の盛り上がりにつながるよう、オリンピック・パラリンピアンによる各種競技体験イベントやトークイベント等の参加対象を圏域市町村に広げて開催しました。

⑦圏域職員セミナー

福島市職員向け職員セミナーの参加者を圏域市町村職員から募集しています。

⑧広域連携 RESAS 活用支援事業

圏域市町村職員を対象に、地域経済分析システム「RESAS」の合同研修を毎年開催しています。

⑨その他

各市町村ホームページの相互リンク、地域ポータルサイトでのイベント情報発信など

6 市の体制強化

①中核市災害相互応援協定の締結

中核市市長会を通して、災害発生時に被害を受けていない市が応援協力する災害相互応援協定を締結したことにより、災害発生時の対応がさらに強化されました。

(参考) 平成 30 年度の運用

本協定等に基づき、岡山県倉敷市へ本市職員を派遣するとともに物的支援を実施

②包括外部監査の導入

都道府県、指定都市と同様に包括外部監査を導入したことにより、監査機能の強化と一層の行政の透明性が確保されました。

(参考) 平成 30 年度の監査テーマ

- ・ 外郭団体の財務に関する事務の執行について
- ・ 補助金の支出に係る事務の執行について

※包括外部監査・・・監査機能の独立性、専門性を一層充実させるため、監査委員が実施する監査とは別に、公認会計士など専門的な知識を有する外部監査人により特定の監査テーマで行う監査

③中核市市長会への加入

中核市市長会のプロジェクト活動等における調査研究等を通して、国等に対する提案や意見表明の機会が拡大しました。

(参考) 平成30年度の本市参加プロジェクト

幼児教育・保育の無償化検討プロジェクトに参加し、無償化に係る必要な財源を国の責任において確保するよう中核市市長会として国に提言

7 移譲事務を実施するために必要な経費

中核市の事務を実施するために必要な経費（ランニングコスト）を平成30年度一般会計の決算見込ベースで記載しています。

金額は平成31年3月末現在の見込値であり、確定した決算額ではありません。
なお、保健所設置等の準備経費（イニシャルコスト）は除きます。

(1) 歳入

○普通交付税	511,381千円	※1
○臨時財政対策債	624,900千円	※1
○特別交付税	78,478千円	
○国庫支出金	54,399千円	
○県支出金	△117,722千円	※2
○事務処理特例交付金	7,037千円	
○手数料等	22,840千円	
<hr/>		
合 計	1,181,313千円	

※1 基準財政需要額への算定額試算結果

※2 試算額を含む

(2) 歳出

分野	主な内容	金額(千円)
保健衛生	食品営業許可、指導費 3,644 生活衛生営業許可、指導費 1,335 検査費 18,855 感染症予防費 9,704 小児慢性特定疾病対策事業費、委員報酬 50,064 医事薬事許可、指導費 1,097 動物愛護費 14,528 特定不妊治療費助成事業費 38,180 保健福祉センター維持管理費(保健所分) 8,170 保健福祉総合情報システム運用事業費(保健所分) 884 など	150,800
民生	身体障害者手帳交付事務等経費 6,897 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費等 10,017 民生委員活動促進費 21,552 高齢者福祉施設整備費補助金 181,500 軽費老人ホーム事務費補助金 201,841 社会福祉法人指導監督等事業費 1,048 社会福祉審議会委員報酬、審議会費 1,562 産休等代替職員費補助金 369 など	443,075
環境	環境監視調査事業費 27,468 産業廃棄物対策費 8,772	36,240
都市計画・建設	開発審査会委員報酬、開発計画指導対策費 414 など	591
教育・文化	研修事業費 930 など	1,031
その他	包括外部監査費 12,685 など	14,159
人件費	中核市移行に伴う職員 72 人分	445,398
合計		1,091,294

8 総括

(1) 中核市移行により本市が目指す姿の実現

①いのちと健康を守る拠点の形成と取り組みの推進

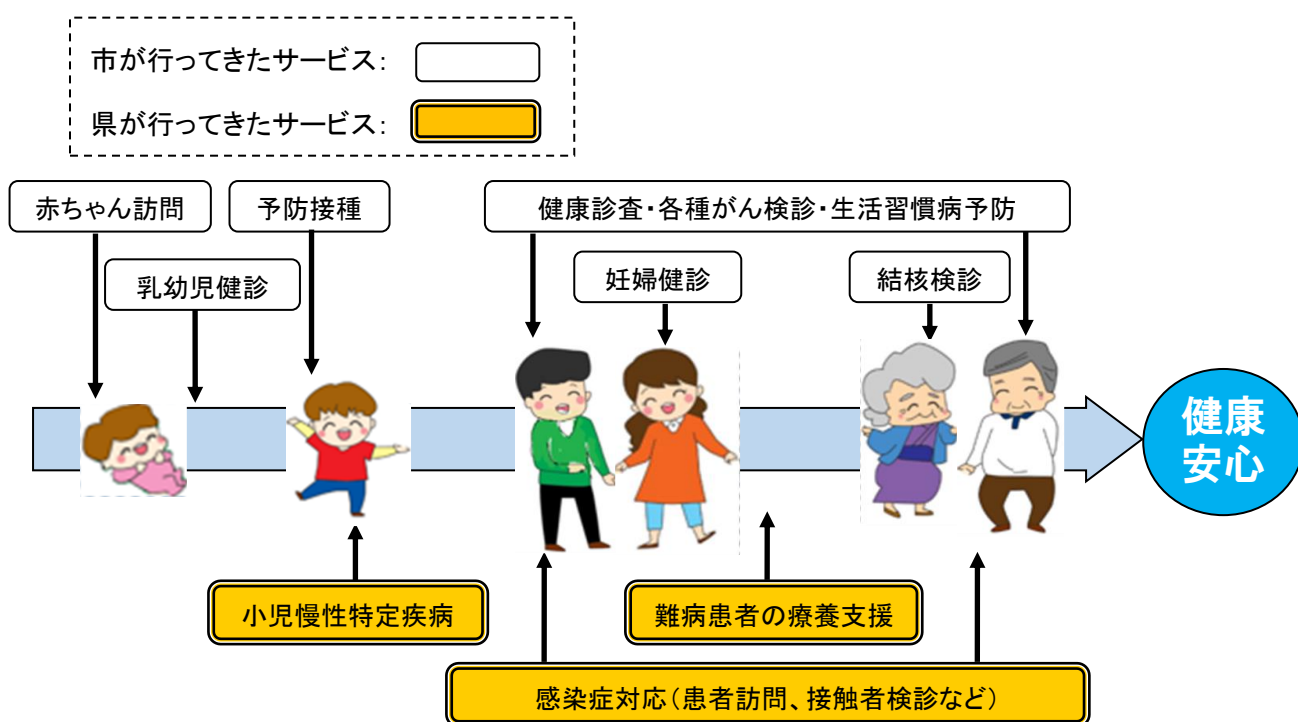
保健所では、感染症に関しては、予防接種等で予防対策に努めており、感染症が発生した際には、いち早く報道、ホームページなどで市民へ周知するとともに接触者へ指導を行いまん延の防止に努めています。

また、食中毒等からの健康被害の予防のため、平常時から食品営業等の監視指導や収去検査を行っており、食中毒の発症時には迅速に原因を究明し、注意喚起を行うなど被害の拡大防止に努めることで市の健康危機管理体制の強化を図ってきました。

さらに、中核市移行前に市が行ってきた母子保健や成人保健等のサービスに加え中核市移行後は、県保健所が行ってきた感染症対応や難病対策等のサービスも市が一元的に提供するようになり、乳幼児から高齢者まで切れ目のない総合的な保健衛生サービスを提供することが可能になりました。

いのちと健康を守る拠点として、総合的な保健衛生サービスを提供している保健所では、食品衛生、医事薬事、感染症、難病対策など様々な業務を通じて多くの情報が集まり、また、医師（保健所長）、獣医師、保健師、管理栄養士、薬剤師、農芸化学などの専門職の知見も多く集積されています。

【総合的な保健衛生サービスのイメージ】



②市民サービスの向上

市で申請を受け付け、県で交付していた身体障害者手帳の交付事務や母子父子寡婦福祉資金などの手続きが中核市移行により市に一元化され、申請者へ交付するまでの期間が短縮されました。

また、大気汚染や産業廃棄物対策などの事務においては、県と市で所管事務が分かれていたものが一本化されたことにより、市民からの相談に対し一体的に対応できるようになり、市民サービスの向上が図られています。

さらに、市に移譲された権限を活用し、教職員の研修において市独自のプログラムを取り入れたほか、特別養護老人ホーム等社会福祉施設の条例や開発審査会の基準にも市独自の規定を盛り込むなど、市の実情を踏まえたまちづくりを進められるようになりました。

③風格ある県都として都市機能の強化と広域連携の推進

県都及び福島圏域の拠点地区にふさわしい、高次の都市機能（商業・業務・コンベンション・医療・教育・文化・交流などの機能）の集積・強化を推進するため、中心市街地における将来ビジョンや公共施設の戦略的再編整備に関する基本的な方向性をまとめた「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を平成30年12月に策定しました。

また、広域連携の推進については、7市町村で構成する福島圏域首長懇話会を発展的に解消し、平成30年11月に新たに3県11市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、宮城県白石市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村、山形県米沢市）による福島圏域連携推進協議会を設立しました。

人口減少社会における多様な課題に対し、生活圏を同じくする近隣自治体で連携して圏域全体の関係人口の拡大と地域の活性化を図るため、産業、観光、地域医療・福祉、教育・文化・スポーツ、災害対策、情報発信、交流・移住促進等の各般にわたる広域連携事業に取り組んでいます。

今後は、中核市である本市を中心とした連携中枢都市圏の形成に向け、連携市町村と協議を進めてまいります。

（２）課題（現状）と対応

①専門知識の習熟、スキルアップ

保健衛生や環境分野を中心に専門的な知識を必要とする事務も多く、中核市移行にあたっては、県から十分な事務引継ぎを行うとともに、専門的な知識を持つ県職員を派遣いただき、移譲事務の円滑な実施に向け万全を期してきました。

しかし、将来にわたり継続的な県からの職員派遣は困難であり、市職員自身の専門知識の習熟、スキルアップが必須となることから、引き続き、日常業務における実務の積み重ねや職場外の研修などを通して、職員の能力向上を図っていきます。

②専門職の確保

保健所における獣医師等の専門職の確保については、従来からの課題となっています。

引き続き、県内外の大学への就職説明会などに参加し、積極的に本市への受験を呼び掛けるとともに、採用試験の方法などについても検討していきます。

③意識改革の推進

『県都ふくしま』として中核市らしい行政を実現していくためには、職員一人ひとりの意識改革が必要になります。

中核市移行後、各種会議や照会等を通して全国の中核市との情報交換が活発になり、職員の得られる情報が増加し、政策形成に対する視野も広がりつつあります。

中核市らしい行政の実現のため、今後も引き続き政策形成能力やコミュニケーション能力等、職員の資質向上を図る研修などを通じて、職員の意識改革を進めていきます。

(3) 今後の取り組み

市保健所には、医事薬事・環境衛生、食品衛生の監視業務や保健衛生サービスを行うことで、保健・医療・福祉に関する情報が日々集約されており、分析を行いながら積極的に関係機関と連携を行っていきます。

今後は、これら集約された情報や専門職の知見を有効に活用し、本市の課題である脳梗塞や心筋梗塞をはじめとする生活習慣病対策等を地域、企業、行政が一体となった市民総ぐるみの健康づくり運動として積極的に展開するなど、『健都ふくしま』の実現を目指していきます。市保健所がいのちと健康を守る拠点として機能することで、市民の安全、安心な暮らしの実現、健康なまちづくりを目指します。

中核市移行1年目の平成30年度は、県から移譲された保健衛生、民生、環境などの事務を着実に行うことを最優先に取り組んできましたが、今後は、『県都ふくしま』として、中核市である本市が中心的役割を担いながら近隣市町村との広域連携を一層推進していくとともに、職員一人ひとりの意識を改革し、福島市らしい創意工夫により、本市の実情に即した組織横断的な取り組みをさらに進め、市民サービスの向上を図っていきます。

－第2部－

各移讓事務の実績・効果

9 移譲事務の実績及び効果

平成30年4月から平成31年3月までの1年間の主な事務の実績や効果について、保健衛生、民生、環境、都市計画・建設、教育・文化の分野ごとに記載しています。

※表中「(エ) 制定した条例」欄におけるページ番号は、「平成29年12月定例会議の中核市移譲事務に係る条例議案補足説明資料」のページと一致します。

※事務の実績は平成31年3月末現在の数値となります。

(1) 保健衛生

①事務名 食品営業の許可、監視指導、食中毒発生時の調査、魚介類行商人の登録

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所衛生課
(ウ)関係法令	食品衛生法			
(エ)制定した条例	①福島市食品衛生法施行条例		資料	P34
	②福島市魚介類行商人の登録に関する条例		資料	P38
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①食品営業の許可を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業許可 1,387件 (新規営業 492、継続営業 771、臨時営業 124) <p>②食品衛生監視指導計画に基づき営業施設等の監視指導を行うとともに、市内に流通する食品等の収去検査を行い、違反食品を発見、排除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 4,329回 (営業許可施設 3,204、集団給食施設 89、営業許可を要しない施設 1,036) ・収去検査 410件 (うち違反食品 2件) <p>③食中毒発生時に調査を迅速に行い、原因究明と健康被害の拡大防止措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生 10件 <p>④魚介類行商人の登録を行い、監視指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録 0件 ・監視指導 1回 <p>⑤市の条例で食品営業施設、魚介類行商の衛生措置基準を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><食品営業許可></p> <p>営業許可申請</p> <p>↓</p> <p>書面審査及び施設検査</p> <p>↓</p> <p>許可</p> <p>↓</p> <p>営業許可の標識の掲示 管理運営基準等の遵守</p> <p>↓</p> <p>食品衛生責任者の届出</p>		<p><監視指導、収去検査></p> <p>監視計画に基づく立入、収去検査</p> <p>↓</p> <p>法令違反発見時の改善指導 違反食品発見時の回収指導</p> <p>↓</p> <p>必要に応じ、改善命令、廃棄命令、 許可取消し等の行政処分 悪質事例の警察への告発</p>	

	<p>営業の変更の届出 営業の廃止の届出</p> <p>↓</p> <p>受理</p>	
	<p><食中毒発生時の調査></p> <p>医師からの届出等により探知</p> <p>↓</p> <p>初動調査</p> <p>↓</p> <p>疫学調査、試験検査</p> <p>↓</p> <p>食中毒の確定、拡大防止措置</p> <p>↓</p> <p>情報の公表</p> <p>※被害拡大防止及び食中毒予防の観点から注意喚起が必要な時</p>	<p><魚介類行商人登録></p> <p>登録申請</p> <p>↓</p> <p>登録簿に登録 登録票の交付</p> <p>↓</p> <p>容器の基準、遵守事項の遵守</p> <p>↓</p> <p>変更の登録 登録票の再交付 登録票の返納</p> <p>↓</p> <p>受理</p>
<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（食品衛生法施行条例）</p> <p>市民に身近な市が食品衛生に関する実態把握に努めることにより、市の特性にあった指導が可能となる。</p> <p>また、食中毒発生時には迅速な対応が可能となる。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応（魚介類行商人の登録に関する条例）</p> <p>食品衛生法では規制されていない食品営業についても、衛生上特に管理が必要なものについて市の条例で基準を定めるほか、適正な指導業務により、食の安全をより高めることができる。</p>	
<p>(ク) 平成30年度の 効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（食品衛生法施行条例）</p> <p>市民に身近な市が食品衛生に関する実態把握に努め、食品衛生監視指導計画を策定することにより、本市の食中毒、不良食品の発生状況を踏まえて重点的かつ効率的に監視指導や収去検査を行うことができた。</p> <p>また、食中毒が疑われる事案を探知した場合には、休日、夜間を問わず初動調査を迅速に行い、原因究明や公表による注意喚起を行い、健康被害の拡大防止に努めた。</p> <p>さらに、市民に身近な市政だよりやホームページを活用し、食中毒予防の啓発を行ったほか、市健康フェスタや地区における保健師の健康教育を通じ、市民に直接啓発することができた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応（魚介類行商人の登録に関する条例）</p> <p>魚介類行商は食品衛生法で規制されていない営業形態であるが、衛生上の危害を防止するため、県と同様に本市の条例・規則で魚介類行商を営もうとする者の登録を実施するとともに魚介類行商に関し必要な規制を行うことで、魚介類行商人を把握し、衛生確保に必要な事項を遵守させることにより市民の食の安全確保に寄与できた。</p>	
<p>(ケ) 独自の取り組み</p>	<p>福島移動販売業協同組合からの提言を踏まえ、移動販売業者の事務手続きの負担軽減を図った。</p>	

②事務名 旅館業、理・美容所等の生活衛生営業等の許可、届出、監視指導

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所衛生課
(ウ)関係法令	①興行場法			
	②旅館業法			
	③公衆浴場法			
	④理容師法			
	⑤美容師法			
	⑥クリーニング業法			
	⑦建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）			
(エ)制定した条例	①福島市興行場法施行条例		資料	P 28
	②福島市旅館業法施行条例		資料	P 29
	③福島市公衆浴場法施行条例		資料	P 30
	④福島市理容師法施行条例		資料	P 31
	⑤福島市美容師法施行条例		資料	P 32
	⑥福島市クリーニング業法施行条例		資料	P 33
	⑦福島市給水施設等条例の一部を改正する条例		資料	P 39
(オ)主な事務の内容及び実績	①映画館や劇場などの興行場に対する営業許可、監視指導を行う。 ・ <u>営業許可 1件、監視指導 2件</u>			
	②旅館やホテルなどの旅館業に対する営業許可、監視指導を行う。 ・ <u>営業許可 3件、監視指導 102件</u>			
	③公衆浴場に対する営業許可、監視指導を行う。 ・ <u>営業許可 3件、監視指導 59件</u>			
	④理容所の開設届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 10件、監視指導 56件</u>			
	⑤美容所の開設届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 44件、監視指導 77件</u>			
	⑥クリーニング所の開設届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 12件、監視指導 85件</u>			
	⑦店舗や事務所などの特定建築物の届出を受理し、監視指導を行う。 ・ <u>届出受理 1件、監視指導 40件</u>			
	⑧市の条例で構造基準や営業者が講ずべき衛生基準等を定める。 (上記条例)			

<p>(カ) 事務フロー</p>	<p>＜興行場、旅館、公衆浴場の営業許可＞</p> <p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>申請受理</p> <p>↓</p> <p>書面審査及び現地確認</p> <p>↓</p> <p>許可</p> <p>↓</p> <p>指令書交付</p>	<p>＜理・美容所、クリーニング所の開設届出＞</p> <p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>届出受理</p> <p>↓</p> <p>＜使用前の検査確認＞</p> <p>申請</p> <p>↓</p> <p>書面審査及び現地確認</p> <p>↓</p> <p>検査確認済証の交付</p>
<p>(キ) 条例制定時に想定した効果</p>	<p>＜監視指導＞</p> <p>計画的な立入検査の実施</p> <p>↓</p> <p>不適事項に関する改善の指導・助言</p> <p>↓</p> <p>行政処分</p> <p>※法令違反等がある場合の措置命令及び許可取消し等の行政処分</p> <p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法）</p> <p>市の条例で基準を定めるほか、営業の許可や適正な指導業務により、市民の安全な利用と公衆衛生の向上を図ることができる。</p> <p>②健康危機管理の強化（建築物衛生法）</p> <p>多数の市民が利用する特定建築物の衛生措置について、監視指導等に努めることで衛生環境を確保し安全な利用に寄与することができる。</p> <p>③一元化（給水施設等条例改正）</p> <p>市と県保健所それぞれに届出をしていた特定建築物の給水施設等の届出が一元化され、手続きが簡略化される。</p>	
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応、②健康危機管理の強化</p> <p>設置場所及び構造設備の基準、営業者が講ずべき衛生措置の基準を市の条例で定めることから、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる素地ができた。営業許可時に施設の構造が基準に適合していることを確認することに加え、定期的に施設の監視指導を行い、市民の安全な利用と公衆衛生の向上を図る体制を構築することができた。これにより、市民に身近で地域の実情を把握している市が、実態把握から監視指導まで一貫して業務を行うことが可能となり、迅速かつきめ細かな対応ができるようになった。</p> <p>③一元化</p> <p>市と県保健所それぞれに届出をしていた特定建築物の給水施設等の届出が一元化され、手続きが簡略化されるとともに、一体的な監視指導・助言を行うことができた。</p>	

③事務名 感染症（新型インフルエンザ、結核など）のまん延防止のための措置

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所健康推進課
(ウ)関係法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
(エ)制定した条例	福島市感染症診査協議会条例		資料	P 27
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①感染症診査協議会を設置し、感染症患者の入院勧告等について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会 定例 14回、臨時 11回 <p>②感染症（新型インフルエンザ、結核等）のまん延防止のため、接触者健診、就業制限、入院勧告等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触者健診 198件、就業制限 21件、入院勧告 43件 <p>③市の条例で感染症診査協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。（上記条例）</p>			
(カ)事務フロー	<p>【市保健所の主な対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①初発患者の適正な医療の確保：医療機関との連携、患者、家族等への不安軽減、医療費公費負担 ②感染の拡大防止：疫学調査、接触者健診、注意喚起 ③予防活動の施策化：情報提供、平時からの啓発活動 <p>【市感染症診査協議会に意見聴取する主な項目】</p> <p>本入院勧告、入院期間の延長、就業制限、医療費負担等について医学的、法律的、人権的な視点から診査する。</p>			

<p>(キ) 条例制定時に想定した効果</p>	<p>①迅速化 国からの情報は、県を經由し市（健康推進課）に伝達されているが、移行後は、国から直接市保健所へ伝達され、また、市内の医療機関からの発生の報告も直接市保健所に入るようになる。</p> <p>【伝達フロー】 （移行前）厚生労働省 → （県）健康増進課 → （県）県北保健所 → 市健康推進課 （移行後）厚生労働省 → 市保健所</p> <p>②地域の実情に合わせた対策 市が把握している予防接種、各種健診情報等を活用し、迅速かつ効果的なまん延予防対策が図られる。</p> <p>③予防・拡大防止策 感染症サーベイランスの結果に基づき、平常時から市内における地区での流行、発生動向を踏まえた市民への情報発信、地区組織等への情報提供等を行うことにより、効果的な感染症の発生予防・拡大防止対策が図られる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①迅速化 これまで国からの情報は、県を經由し市に伝達されていたが、中核市移行後は直接市保健所へ伝達され、また、市内医療機関からの発生報告も直接市に入るようになった。</p> <p>②地域の実情に合わせた対策 市が把握している予防接種、各種健診情報等を活用し、迅速かつ効果的なまん延予防対策が図られた。 また、日頃の地域保健活動と連携し、結核の治療終了後の管理や接触者の健康観察ができた。</p> <p>③予防・拡大防止策 感染症サーベイランス結果に基づき、平常時から市内における地区での流行、発生動向を踏まえた市民への情報発信、地区組織等への情報提供等を行うことにより、効果的な感染症の発生予防・拡大防止対策が図られた。 また、市保健所で得られた情報をもとに、医師会、社会福祉施設、市関係課などに迅速に注意喚起することができた。 特に風しん対策では、事業所や医療機関の協力が得られ、感染拡大を最小限に封じ込めることができた。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の声</p>	<p>感染症の注意喚起、周知に協力していただいた事業所の担当者から「感染症には初期対応が大切であり、感染症に関する正しい知識を得ることができて良かった」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及び今後の対応</p>	<p>迅速な危機管理ができるよう、感染症に関する専門知識の習得とスキルアップが必要であることから、引き続き、日常業務を通じた実務経験を重ねるとともに職場外研修に参加していく。</p>

④事務名 小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	こども未来部 こども政策課
(ウ)関係法令	児童福祉法		
(エ)制定した条例	福島市小児慢性特定疾病審査会条例		資料 P 16
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①悪性新生物、慢性腎疾患等の小児慢性特定疾病の対象疾病に罹患した児童等に対し、医療費を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定 210 件 (新規 27、更新 183) ・支給認定変更等 45 件 (変更 41、再交付 1、療養費支払 3) <p>②小児慢性特定疾病審査会を設置し、承認・不承認案件にかかわる医学的審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病審査会 15 回 <p>③新規・更新・変更等の医療費申請時及び必要時に相談支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 312 件 <p>④小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者交流会 2 回 <p>⑤小児慢性特定疾病指定医の指定、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医の指定 6 件 (新規 3、変更 3) ・指定医療機関の指定 25 件 (新規 25) <p>⑥市の条例で小児慢性特定疾病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。(上記条例)</p>		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;"><支給認定></p> <p style="text-align: center;">医療費助成申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">支給認定の審査</p> <p style="text-align: center;">①事務審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">②医学的審査 (小児慢性特定疾病審査会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例月の支給認定審査 ・不承認案件の審査 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">支給認定・不承認の決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請者への通知</p>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市民に身近な市役所窓口できめ細かな対応ができるようになる。 これまで市が行ってきた対人保健サービス（母子保健等）との一元化により、総合的な保健福祉サービスが推進される。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 乳幼児健診、発達相談、育児支援等の他の保健事業と一元的に支援することが可能となった。 さらに、医療費支給申請時に保護者や受給者と面談することにより、治療状況や生活状況等を把握したうえで、相談対応が可能となり、不安軽減や自立支援事業（交流会）への参加勧奨につなげることができている。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>保護者から「乳幼児期からかかわっている保健師等がいるので相談しやすい」「稀な疾病のため、同じ疾病の保護者と交流したいと思いながら機会が持てずにいたところ、交流会に誘っていただき、交流を持つことができ良かった」との声が聞かれた。</p>

⑤事務名 難病患者の療養支援

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部 保健所健康推進課
(ウ)関係法令	難病の患者に対する医療等に関する法律		
(エ)制定した条例	—		資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①指定難病医療費助成申請書を受理し、県へ進達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書受理 3,348 件 <p>②医療費助成申請時等に面接相談、電話相談、保健師による家庭訪問等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接相談 3,408 件、電話相談 1,336 件、家庭訪問 21 件 <p>③専門医・専門職者等による講演、相談会のほか患者家族同士の交流会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談会（交流会含む） 4 回 107 人(延) 		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜医療費助成＞</p> <p style="text-align: center;">医療費助成申請書受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">内容確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県へ進達</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">福島県指定難病審査会</p> <p style="text-align: center;">不承認 承認</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">不承認通知送付 受給者証送付</p>		<p style="text-align: center;">＜相談業務＞</p> <p style="text-align: center;">初回相談（電話、面接等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">必要時、保健師等による継続支援</p> <p style="text-align: center;">（家庭訪問、難病医療相談会、関係機関とのケア会議 等）</p>

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①総合的な保健福祉サービス 難病患者の療養支援（難病対策地域支援協議会の設置、医療相談、訪問など）を通して、地域における保健、医療、福祉の連携の構築をすすめ、施策の充実を図る。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①総合的な保健福祉サービス 医療費助成申請時に難病患者の情報を得ることが可能になり、診断初期の段階から保健部門と福祉部門の連携のもと、適切な時期に必要な保健福祉サービスの紹介・提供等、総合的な支援を行うことができた。 また、医療費助成申請の受付、家庭訪問等を通して得られた難病患者の状況や支援体制の課題等の情報をもとに、療養支援事業の内容を検討し、難病患者、家族及び難病患者支援者のニーズに合った事業（医療相談会）を実施することができた。 難病患者の把握から支援までを一貫して継続的に行うことにより、把握した実態、課題を障がい者計画へ反映させることができた。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及び今後の対応</p>	<p>特に医療や介護依存度の高い難病患者、家族が安心して療養生活を送るための医療、福祉、就労等の体制が必要となることから、患者、家族、支援者が難病患者を取り巻く生活の現状と課題を共有し、課題解決に向けた支援方法や体制を検討できる機会を設ける。（難病対策地域支援協議会の開催） また、難病への理解を多くの市民に広めるため、難病サポーター講座の開催や民生児童委員連絡協議会等での難病情報の提供等を行っていく。</p>

⑥事務名 診療所、薬局等の開設許可、病院、診療所、薬局等の立入検査

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所総務課
(ウ)関係法令	①医療法 ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			
(エ)制定した条例	福島市医療法施行条例			資料 P37
(オ)主な事務の内容及び実績	①診療所及び助産所の開設許可や変更許可、使用許可を行う。 ・開設許可 15件(診療所14、助産所1) ・変更許可 23件(診療所23) ・使用許可 3件(診療所3) ②病院の変更許可や使用許可を行う。 ・変更許可 25件 ・使用許可 24件 ③薬局等の開設許可や更新許可を行う。 ・開設許可 39件(薬局20件、高度管理医療機器等販売業18件、 薬局等医薬品製造販売業・製造業1件) ・更新許可 42件(薬局20件、店舗販売業4件、高度管理医療機器等販売業17件、 薬局等医薬品製造販売業・製造業1件) ④病院、診療所、助産所、薬局等へ定期的な立入検査を行う。 ・立入検査 182件(病院21件、診療所41件、助産所1件、薬局55件、 店舗販売業12件、高度管理医療機器等販売業42件、薬局等医薬品製造販売業・ 製造業10件) ⑤市の条例で診療所における専属薬剤師の設置基準を定める。(上記条例)			
(カ)事務フロー	<診療所、助産所、薬局の開設許可> 申請受理 ↓ 書面審査及び使用前検査 ↓ 許可 ↓ 指令書交付 ↓ 台帳整理		<立入検査の流れ> 立入検査の実施の通知等 ↓ 検査実施 ↓ 検査結果等の通知	

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応（医療法）</p> <p>医療機関の開設許可、立入検査を通して市民を取り巻く医療状況を市が把握することができる。さらに関係機関との連携をすすめ、地域医療対策の充実を図ることができる。</p> <p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</p> <p>市保健所が薬局や医薬品販売業者に関する情報を把握し、許可や立入検査等を行う権限を持つことにより、市民に身近な市の危機管理が強化される。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>医療機関の開設許可、立入検査等を通して、施設の設備や人員配置、衛生管理面などの状況を確認し、市民の安全な利用を確保するとともに、市民を取り巻く医療状況を市が把握することができた。</p> <p>また、関係機関との連携をすすめ、地域医療対策の充実を図ることができた。</p> <p>さらに、市民から医療に関する相談があった際に、関係部署との連携により各専門分野からアプローチすることができた。</p> <p>薬事業務においては、災害時等において、薬局の開設状況等を把握することができるようになるため、市の危機管理体制の強化につながった。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>市民からの相談に対応するため、専門の相談員配置の必要性があると感じられたことから、令和元年度より医療安全支援センターを開設し、専門的な相談体制を整備する。</p>

⑦事務名 犬・猫の保護などの動物愛護、狂犬病予防

(ア)分野	保健衛生	(イ)担当課	健康福祉部	保健所衛生課
(ウ)関係法令	①動物の愛護及び管理に関する法律			
	②狂犬病予防法			
	③福島県犬による危害の防止に関する条例			
(エ)制定した条例	—			資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①飼い犬・飼い猫の収容、譲渡、殺処分、負傷犬・負傷猫の保護、適正飼養に関する指導・助言を行う。</p> <p>・<u>収容 516 頭 (犬 66、猫 450)、譲渡 55 頭 (犬 12、猫 43)、殺処分 414 頭 (犬 12、猫 402)、負傷動物の収容 11 頭 (犬 1、猫 10)</u></p> <p>・<u>適正飼養に関する相談、指導、助言 257 件</u></p> <p>②小学校への獣医師派遣事業を行う。</p> <p>・<u>獣医師派遣 8 校</u></p> <p>③ボランティア等との連携、協働事業を行う。</p> <p>・<u>連携、協働事業 8 回</u></p> <p>④未登録犬等の捕獲、抑留、返還、処分を行う。</p> <p>・<u>犬捕獲 59 頭、犬返還 40 頭、犬処分 7 頭</u></p>			
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;"><引取り></p> <p style="text-align: center;">相談 ↓ 引取り ↓ 犬猫保護施設で保護 ↓ ↓ 譲渡 処分</p>		<p style="text-align: center;"><捕獲></p> <p style="text-align: center;">通報受理 ↓ 現場到着・捕獲 ↓ 犬猫保護施設で抑留 ↓ ↓ 返還 処分</p>	

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>所有者不明の犬・猫を収容した場合、地域の実情に詳しい市が対応することにより、所有者が判明しやすくなり、きめ細かな指導、助言が可能となる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>これまで市（環境課）は、犬の登録事務を行ってきたが、中核市移行により動物愛護の業務が加わったことで犬猫に関する市民が行う様々な手続きや相談窓口が一本化され利便性が向上した。</p> <p>また、市では犬の登録情報を保有しているため、負傷犬等の飼い主を迅速に特定し返還することが可能となった。飼い主が不明な猫についても、地域の実情に詳しい市が対応することにより所有者が判明しやすくなった。苦情処理や、飼い主等からのさまざまな相談についても、現地での対応によりきめ細かな指導・助言が可能となっている。</p> <p>さらに、犬の登録や予防接種の際に、飼い主へ適正飼養の普及啓発を行うとともに、市健康フェスタや市政だより、ホームページで抑留犬・猫の情報や動物愛護について啓発を行うことで、市民への情報提供を充実させることができた。</p> <p>②迅速化</p> <p>県では三春町で動物愛護の事務を行っていたが、中核市移行後は市保健所が対応することで捕獲等の対応の迅速化が図られた。</p> <p>(移行前) 週 1～2 回の対応</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(移行後) 随時</p>
<p>(ケ) 課題(現状)及び今後の取り組み</p>	<p>①収容した犬・猫等の殺処分が課題であり、処分数の減少に向けた対策の検討を進めていく。</p> <p>②従前より獣医師の確保が課題となっているため、獣医系学部を有する大学へ採用試験のPRを行うなど、引き続き獣医師の確保に努める。</p> <p>③ボランティアとの連携、協働による動物愛護を推進していく。</p>

(2) 民生

①事務名 身体障害者手帳の交付

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	障がい福祉課
(ウ)関係法令	身体障害者福祉法			
(エ)制定した条例	—		資料	—
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①身体障害者手帳交付申請の内容を審査し、障害認定を行い手帳を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規交付 720 件 <p>②身体障害者手帳の障害の程度に変更があった場合の申請内容を審査し、障害等級の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・程度変更 315 件 <p>③身体障害者手帳の亡失などの際に、手帳の再交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再交付 107 件 			
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜交付の流れ＞</p> <p>申請受付 身体障害者福祉法第15条第1項に規定の指定医師が作成した診断書を添付して申請 ↓</p> <p>書類審査 市（障がい福祉課）障害者認定基準に基づく認定審査 ↓</p> <p style="text-align: center;">（※診断書の内容に疑義がある場合 障害に該当しないと見込まれる場合）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会審査部会へ諮問 ↓</p> <p style="text-align: center;">市（障がい福祉課）へ答申</p> <p>交付決定 申請者に手帳交付 ※障害に該当しない場合は却下通知</p>			

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①迅速化</p> <p>市で申請を受付け、県で認定し作成した身体障害者手帳を、市の窓口で交付しており、交付まで50日程度要しているが、移行後は市で認定、手帳の作成ができるようになるため、交付までの期間が1～2週間程度短縮できる見込みである。</p> <p>手帳紛失等による再交付の場合は、3週間程度を要しているが、交付までの期間が1～2週間程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】</p> <p>(移行前) 市障がい福祉課→県障がい者総合福祉センター</p> <p>(移行後) 市障がい福祉課</p>
<p>(ク) 平成30年度の効果</p>	<p>①迅速化</p> <p>市で申請を受付け、県が交付していた身体障害者手帳の事務が一元化されるため、手帳交付までの期間が短縮され、障害サービスを必要とする方へ速やかな提供が可能となった。</p> <p>ア新規交付・程度変更</p> <p>(移行前) 50日 ↓ (移行後) 20日</p> <p>イ再交付</p> <p>(移行前) 21日 ↓ (移行後) 7日</p>

②事務名 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(ア)分野	民生	(イ)担当課	こども未来部 こども政策課
(ウ)関係法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
(エ)制定した条例	—		資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①母子、父子、寡婦福祉資金の貸付、償還を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規貸付 14人（母子13、父子1）</u> ・ <u>貸付等相談実人数 177人</u> ・ <u>償還相談 948件（母子922、寡婦26）</u> ・ <u>家庭訪問 190件</u> 		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜貸付の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">事前相談 ↓ 申請受付 ↓ 審査の事前審査 ↓ 貸付審査会（貸付の可否判断） ↓ 申請者への決定・不決定の通知</p>		
(キ)想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>貸付の事務が一元化されるため、手続きの迅速化が図られる。これまで市が行ってきたひとり親に対する事業や子育て事業などと併せて一体的なサービス提供が可能となる。</p>		

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①迅速化 貸付事務の全てが市に移譲されたことで、県への進達事務がなくなり、相談から申請、審査会の決定を経て支払までの期間が短縮された。 (移行前) 8 週間 ↓ (移行後) 6 週間</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 自立支援員による面接相談指導により、申請者が現実的に進路や生活設計を考えることができ、実現可能な償還計画の作成につながった。 申請者の生活状況を踏まえたきめ細かな対応ができ、状況に応じて社会福祉協議会等の貸付制度へのつなぎや女性相談、家庭児童相談などの相談機関につなぐなど、申請者のニーズに合った支援が可能となった。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>申請者から「相談時点から連絡を取り合えたことで、貸付相談が円滑に進み、入学金の支払日に間に合わせることで助かった」「市民に身近な市役所が申請相談から償還まで一貫した貸付事務を行うようになったため、父子家庭でも安心して気軽に相談することができた」「これまでは償還における家庭訪問の日程調整等が難しかったが、迅速に対応してもらえるようになり利便性が向上した」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題(現状) 及び今後の取り組み</p>	<p>貸付決定時の償還計画の成立判断が難しいケースがあるが、児童と面接を行い、学校に対する意欲や将来の展望等を聞き取り、連帯借主としての意識付けを行うことを重点的に行い貸付の判断にいかしていく。</p>

③事務名 民生委員の定数決定、厚生労働大臣への推薦、指揮監督

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部 地域福祉課
(ウ)関係法令	民生委員法		
(エ)制定した条例	福島市民生委員の定数を定める条例		資料 P6
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①民生委員の定数を決定し、条例に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員数 583人（定数586人） <p>※令和元年12月1日の一斉改選に向けて定数調査を実施</p> <p>②厚生労働大臣に民生委員候補者の推薦を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の推薦 8件 <p>③民生委員に対する研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅民生委員研修 1回 		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜民生委員委嘱までの流れ＞</p>		
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>通常、県に推薦してから決定するまでに要する期間は1～2か月程度である。</p> <p>中核市移行後は、県を経由せず国に推薦できるようになることから、2～3週間程度の期間短縮が期待される。</p>		

<p>(ク) 平成 30 年度の 効果</p>	<p>①迅速化 中核市移行前は、市から県を経て国へ推薦していたため、委嘱までの期間が約 1 ～ 2 か月程度あった。移行後は、市から国へ直接推薦できるため、委嘱までの期間が約 3 週間と短縮され、民生委員不在による活動の中断について改善された。</p> <p>②地域の実情を踏まえた対応（地域の意見の反映） 3 年に 1 度の一斉改選の際に各地区の民生委員の配置にかかる要望調査を行い、県へ要望するも、県内自治体の中で調整となることから要望どおりの配置を行うことができなかった。中核市移行後は各地区の要望を反映しやすくなり、令和元年 1 2 月 1 日の一斉改選に向け、地域の実情にあった定数を反映させた条例改正をした。(平成 3 1 年 3 月議会)</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>見守り対象の高齢者の増加、民生委員の負担増加などによる、なり手不足の状況で、一度欠員になるとなかなか次の候補者を見つけられない地区もあることから、地域の実情に合わせた定数の設定と地域への働きかけや広報により民生委員活動の周知を行っていくとともに、民生委員依頼業務を見直すことにより、民生委員の負担軽減を図っていく。</p>

④事務名 保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査

(ア)分野	民生	(イ)担当課	こども未来部 幼稚園・保育課 こども政策課
			健康福祉部 地域福祉課
(ウ)関係法令	①児童福祉法		
	②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
(エ)制定した条例	①福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	資料	P14
	②福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	資料	P15
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設）、幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可 2件（保育所2） ・指導監査 68件（認可保育所61、幼保連携型認定こども園6、母子生活支援施設1） <p>②認可外保育所の届出を受理し、指導監督を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出 2件（認可外保育施設2） ・立入調査 36件（認可外保育施設36） <p>③市の条例で設備及び運営に関する基準を定める。（上記条例）</p>		
(カ)事務フロー	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><保育所、幼保連携型認定こども園の認可></p> <p>事前協議 ↓ 認可申請 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 社会福祉審議会での意見聴取 ↓ 認可</p> <p><認可外保育所の指導監督></p> <p>事前指導 ↓ 届出受理 ↓ 立入調査 ↓ 指導監督基準を満たす旨の証明書 交付</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><指導監査></p> <p>計画的な実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出)</p> <p>※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入調査→勧告→改善報告の提出)</p> </div> </div>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①迅速化 市で形式的な審査（記載漏れチェック、添付書類の確認）をした後に、県で書類審査と図面をチェックし認可要件に適合するかを審査しており、認可まで2か月程度要しているが、移行後は市で認可できるようになるため、県への送達や二重の審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】 （移行前）市こども育成課→県北保健福祉事務所→県子育て支援課 （移行後）市こども育成課（現 幼稚園・保育課）</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につなげることが可能となる。</p>
<p>(ク) 平成30年度 の効果</p>	<p>①迅速化 県への送達や県、市の二重の審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮できた。＜60日→53日＞</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。市役所窓口で、市民から相談・苦情のあった内容を施設実査に反映させることができた。</p> <p>また、県では2年に1回指導監査を実施していたが、市では1年に1回全施設の指導監査等を実施し、よりきめ細かな指導を行った。</p> <p>認可外保育所で園児の事故が発生した際には、公立保育所保育士等による保育マニュアルの作成支援や公立保育所での実地研修受け入れを実施し、事故後の施設再開の支援を行った。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につなげることができた。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の 声</p>	<p>事業者から「従前、県において隔年で実施していたものを、毎年度市が実施することにより、より指導監督の重要性を感じた」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>地域福祉課（法人監査係）が組織・運営・会計面を、こども育成課、こども政策課が処遇・報酬面を分担して監査をしていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p> <p>福祉監査室新設に伴い、監査の質の向上が課題であるが、研修等の実施によりスキルアップを図っていく。</p>

⑤事務名 特別養護老人ホーム等の設置認可、指導監査

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部 長寿福祉課
			健康福祉部 地域福祉課
(ウ)関係法令	老人福祉法、社会福祉法、介護保険法		
(エ)制定した条例	①福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P17
	②福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P18
	③福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P19
	④福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例		資料 P24
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①養護老人ホームの認可、指導監査を行う。 ・認可 0件、指導監査 0件</p> <p>②特別養護老人ホームの認可、指導監査を行う。 ・認可 1件、指導監査 8件</p> <p>③軽費老人ホームの許可、指導監査を行う。 ・許可 0件、指導監査 6件</p> <p>④介護老人保健施設の許可、指導監査を行う。 ・許可 0件、指導監査 0件</p> <p>⑤市の条例で人員、設備及び運営等に関する基準を定める。(上記条例)</p>		
(カ)事務フロー	<p><養護老人ホーム等の認可></p> <p>事前相談 ↓ 申請受理 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 認可 ↓ 認可書交付</p>	<p><指導監査></p> <p>集団指導の実施 ↓ 計画的な実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出) ※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入検査→勧告→改善報告の提出)</p>	
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県高齢福祉課で審査を行っており、認可まで1か月程度要しているが、移行後は市で認可できるようになるため、送達等が省略され、認可までの期間が3日程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】 (移行前) 県北保健福祉事務所→県高齢福祉課 (移行後) 市長寿福祉課</p>		

	<p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 養護老人ホーム等について、市の条例で設備及び運営の基準を定める。また、指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に虐待防止に関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員への虐待防止についての意識付けをし、利用者の保護と虐待の予防につなげていくことが可能となる。 また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながると考えられる。</p>
<p>(ク)平成 30 年度の 効果</p>	<p>①迅速化 これまで、県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県高齢福祉課で審査を行っていたが、市が受付から審査までを一元的に対応するようになったことで、手続きがスムーズになり申請者への説明、助言等の対応をきめ細かく行うことができた。 審査中に書類訂正や助言等が必要な件について、ワンストップで受付～審査を行うことで、移行前と比べ2～3日程度の迅速化が図られた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。 また、電話等により市民から相談・苦情のあった内容等を施設実査に反映させることができた。</p> <p>③独自の取り組み 市の条例で利用者に広く周知すべき施設の運営規程に、虐待防止に関する事項を盛り込むとしたことで、従業員への虐待防止についての意識付けが進むとともに、利用者の保護と虐待の予防につなげることができた。また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながった。</p>
<p>(ケ)市民・事業者 の声</p>	<p>事業者から「給付事務等を担当している市とはより身近な関係であることから、法解釈の説明や現場での対応等、丁寧かつ迅速に対応してもらった」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ)課題(現状)及 び今後の取り組み</p>	<p>①法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、対応ケースの積み上げと担当職員間での共有を図ること等で、対応力の向上を図っていく。</p> <p>②指導監査については、地域福祉課(法人監査係)が組織・運営・会計面を、長寿福祉課が処遇・報酬面を分担して行っていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p>

⑥事務名 指定居宅サービス事業者等の指定、実地指導

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	長寿福祉課
			健康福祉部	地域福祉課
(ウ)関係法令	介護保険法			
(エ)制定した条例	①福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		資料	P 20
	②福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例		資料	P 21
	③福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		資料	P 22
	④福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		資料	P 23
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①指定居宅サービス事業所の指定、実地指導を行う。 ・指定 14 件、変更 232 件 ・実地指導 47 件</p> <p>②指定居宅介護支援事業所の指定、実地指導を行う。 ・指定 5 件、変更 128 件 ・実地指導 21 件</p> <p>③指定介護予防サービス事業所の指定、実地指導を行う。 ・指定 7 件、変更 72 件 ・実地指導 51 件</p> <p>④指定介護老人福祉施設の指定、実地指導を行う。 ・指定 1 件、変更 35 件 ・実地指導 8 件</p> <p>⑤市の条例で人員、設備及び運営に関する基準等を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><居宅サービス事業所等の指定></p> <p>事前相談 ↓ 申請受付 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 指定の決定 ↓ 事業所への通知</p>		<p><実地指導等></p> <p>集団指導の実施 ↓ 計画的な実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出) ※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入検査→勧告→改善報告の提出)</p>	
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県介護保険室で審査を行っており、指定まで3週間程度要しているが、移行後は市で指定できるようになるため、送達等が省略され、指定までの期間が、3日程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】</p> <p>(移行前) 県北保健福祉事務所→県介護保険室</p> <p>(移行後) 市長寿福祉課</p>			

	<p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指定居宅サービス事業所等について、市の条例で人員、設備及び運営の基準を定める。また、実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に虐待防止に関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員への虐待防止についての意識付けをし、利用者の保護と虐待の予防につなげていくことが可能となる。 また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながると考えられる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①迅速化 これまで、県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県介護保険室で審査を行っていたが、受付から審査までを一元的に対応するようになったことで手続きがスムーズになり、申請者への説明、助言等の対応をきめ細かく行うことができた。 審査中に書類訂正や助言等が必要な件について、ワンストップで受付～審査を行うことで、移行前と比べ2～3日程度の迅速化が図られた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。また、電話等により市民から相談・苦情のあった内容を施設・事業所実査に反映させることができた。 これまで、指定介護サービス事業等については、約10年に1回の頻度の実地指導だったが、本市は6年に1回の実地指導の周期としたことから、法解釈の齟齬の改善が期待され、また、一層の牽制効果があるものと認識している。</p> <p>③独自の取り組み 市の条例で利用者に広く周知すべき施設の運営規程に、虐待防止に関する事項を盛り込むとしたことで、従業員への虐待防止についての意識付けが進むとともに、利用者の保護と虐待の予防につなげることができた。また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながった。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>事業者から「給付事務等を担当している市とはより身近な関係であることから、法解釈の説明や現場での対応等、丁寧かつ迅速に対応してもらった」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>①法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、対応ケースの積み上げと担当職員間での共有を図ること等で、対応力の向上を図る。</p> <p>②実地指導については、地域福祉課（法人監査係）が組織・運営・会計面を、長寿福祉課が処遇・報酬面を分担して行っていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p>

⑦事務名 指定障害福祉サービス事業者等の指定、実地指導

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	障がい福祉課	
			健康福祉部	地域福祉課	
(ウ)関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
(エ)制定した条例	①福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例			資料	P 8
	②福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例			資料	P 9
	③福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 10
	④福島市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 11
	⑤福島市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 12
	⑥福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 13
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①指定障害福祉サービス事業者の指定、実地指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定 314 件 (新規 23、変更 233、廃止 9、休止 1、更新 48) ・実地指導 72 件 <p>②指定障害者支援施設等の指定等、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定 20 件 (変更 15、更新 5) ・指導監査 2 件 <p>③市の条例で人員、設備及び運営等に関する基準等を定める。(上記条例)</p> <p>※平成 31 年 3 月現在、本市に福祉ホームはなし。</p>				
(カ)事務フロー	<p><指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の指定></p> <p>事前相談 ↓ 申請受理 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 県知事の同意※ ↓ 指定</p> <p>※指定生活介護、指定就労継続支援、指定障害者支援施設の指定は、知事の同意が必要</p>		<p><指導監査及び実地指導></p> <p>計画的な指導監査及び実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出)</p> <p>※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入検査→勧告→改善報告の提出)</p>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①迅速化 県北保健福祉事務所で書類審査、管理システム入力後に、県で最終審査、決裁処理を行っており、指定まで2か月程度要しているが、移行後は市で指定できるようになるため、進達等が省略され、指定までの期間が1週間程度短縮できる見込みである。 【申請フロー】 (移行前) 県北保健福祉事務所→県障がい福祉課 (移行後) 市障がい福祉課</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指定障害福祉サービス等について、市の条例で人員、設備、運営の基準等を定める。また、実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につなげることが可能となる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の 効果</p>	<p>①迅速化 これまで、県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に県障がい福祉課で審査を行っていたが、受付から審査までを一元的に対応するようになったことで手続きがスムーズになり、申請者への説明、助言等の対応をきめ細かく行うことができた。 (移行前) 約60日→(移行後) 約53日</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、利用者のニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。また、電話等により市民から相談・苦情のあった内容等を施設実査に反映させることができた。 これまで、指定障害福祉サービス事業については、約10年に1回の頻度の実地指導だったが、本市は3年に1回の実地指導の周期とした。このことにより、法解釈の齟齬の改善が期待され、また、一層の牽制効果があるものと認識している。</p> <p>③独自の取り組み 市の条例で利用者に広く周知すべき施設の運営規程に、個人情報の取扱いに関する事項について規定したことにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながった。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>事業者から「担当者の顔が見えるようになり、制度説明等の対応などを丁寧に行ってもらえている」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題(現状) 及 び今後の取り組み</p>	<p>①法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、対応ケースの積み上げと担当職員間での共有を図ること等で、対応力の向上を図る。</p> <p>②指導監査・実地指導については、地域福祉課(法人監査係)が組織・運営・会計面を、障がい福祉課が処遇・報酬面を分担して行っていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p>

⑧事務名 保護施設の設置認可、指導監査、指定医療・介護機関等の指定、指導

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	生活福祉課
			健康福祉部	地域福祉課
(ウ)関係法令	生活保護法			
(エ)制定した条例	福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P7	
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①保護施設の設置認可、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可 0 施設、指導監査 0 施設 <p>②生活保護受給者が利用できる指定医療・介護機関の指定、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関指定 72 件 ・指定介護機関指定 67 件 ・指定医療機関指導監査 2 件 ・指定介護機関指導監査 1 件 <p>③市の条例で設備及び運営に関する基準を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><保護施設の設置認可></p> <p style="text-align: center;">申請受付 ↓ 保護施設に係る協議 ↓ 審査 ↓ 認可</p>		<p><指導監査の流れ></p> <p style="text-align: center;">運営指導・監査方針の策定 ↓ 実施計画の策定 ↓ 監査実施 ↓ 監査結果の通知及び報告 (指摘事項があれば改善計画と改善結果の報告を求める)</p>	
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>保護施設について、市の条例で設備、運営の基準を定める。</p> <p>また、指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p>			

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>保護施設の設置認可申請は行われず、指導監査の実績もなかったが、次年度は隔年で2年に1回指導監査を行う予定である。</p> <p>今後、指導監査を行うことで、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながることを期待される。</p> <p>平成30年度は着実に指導監査を実施することを目標としていたが、来年度以降実情を踏まえた対応を行う。</p>
<p>(ケ) 課題(現状) 及び今後の取り組み</p>	<p>指定医療・介護機関の指定権者が福島県知事から福島市長に変更になったことがまだ周知しきれていないため、今後とも医療・介護機関等に対し、機会を活用して指定権者の変更について周知徹底を図る。</p>

⑨事務名 社会福祉審議会の設置

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部 地域福祉課	
(ウ)関係法令	社会福祉法			
(エ)制定した条例	福島市社会福祉審議会条例		資料	P5
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①社会福祉審議会を設置し、社会福祉に関する事項の調査・審議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民生委員審査専門分科会</u> 1回 ・ <u>児童福祉専門分科会</u> 4回 ・ <u>地域福祉専門分科会</u> 1回 ・ <u>障がい者福祉専門分科会</u> 4回 <p>②市の条例で社会福祉審議会の組織及び運営について定める。</p>			
(カ)事務フロー	<div style="text-align: center;"> </div>			

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市が委嘱する審議会委員による地域の実態に即した審議が可能となる。</p> <p>②独自の取り組み 社会福祉法では、民生委員審査専門分科会及び身体障がい者福祉専門分科会のほか必要な専門分科会を設置することができる」と規定している。また、条例の定めるところにより児童福祉に関する事項を調査審議させることができる」と規定している。</p> <p>本市では、独自に、地域福祉に関する事項を調査審議する地域福祉専門分科会と、高齢者福祉に関する事項を調査審議する高齢者福祉専門分科会を設置する。また、児童福祉に関する事項を調査審議する児童福祉専門分科会を設置する。</p> <p>本市の福祉について十分な調査審議が行われることにより、子どもから高齢者まで切れ目のない福祉施策の推進に寄与することができる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市で委嘱した委員による審議会設置のため、本市の実情に即した議論が行われることとなった。</p> <p>②独自の取り組み 法に定めのある専門分科会のほかに独自の専門分科会（地域福祉、高齢者福祉、児童福祉）を設置したことで、多分野において十分な調査審議が行われる機会を創設し、子どもから高齢者まで切れ目のない福祉施策の推進に寄与することが可能となった。</p>

(3) 環境

①事務名 ばい煙発生施設等の届出、指導、大気汚染状況の常時監視

(ア)分野	環境	(イ)担当課	環境部	環境課
(ウ)関係法令	大気汚染防止法			
(エ)制定した条例	—		資料	—
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①ばい煙発生施設、粉じん発生施設等の設置届出の受理、立入検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 25 件 (ばい煙発生施設 22、水銀発生施設 3) ・立入検査 1 件 (ばい煙発生施設 1) <p>②特定粉じん排出等作業の実施届出の受理、指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 29 件 <p>③大気汚染状況を常時監視し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視業務 (一般大気測定局 3 か所 自動車排ガス測定局 1 か所) ・PM2.5 成分分析調査 (1 か所、1 回) ・アスベスト一般環境モニタリング調査 (1 か所、毎月) 			
(カ)事務フロー	<p><ばい煙発生施設等の届出></p> <p>事前協議 ↓ 届出受理</p> <p><立入検査の流れ></p> <p>立入検査の実施の通知 ↓ 検査実施 ↓ 検査結果等の通知</p>		<p><大気汚染状況の常時監視></p> <p>機器による測定 (24 時間、365 日) ↓ システムによる集計 ↓ ホームページにおいて公表</p>	

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①一元化 既に市で行っている水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止事務と窓口が一本化される。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 大気汚染の常時監視を市民に身近な市が行うことによって、結果の公表等において市民に情報提供の機会が増える。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①一元化 これまで市では、水質汚濁や騒音規制等の事務を行っていたが、中核市移行により大気汚染関係の事務が加わったことで、公害規制窓口が市に一本化され、市民、事業者からの相談に対し、市が一元的に対応できるようになった。</p> <p>また、事業場の排水、排気について一括して効率的に立入調査ができるようになった。</p> <p>さらに、市として事業場の実態を幅広くとらえることができ、市民への説明、事業者への指導が、よりの確に対応できるようになった。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 市の実態に即して、きめ細かな調査ができるようになった。</p> <p>また、大気汚染の常時監視結果の公表等において、市民に情報提供の機会が増えた。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の声</p>	<p>市民、事業者双方から「対応窓口が一本化し、分かり易くなった」「公害関係届出や苦情処理の窓口が一本化したため複数の窓口を訪れる必要がなくなり、時間が短縮した」などの声が聞かれるようになった。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み</p>	<p>常時監視業務においては、広域化、国際化する大気汚染問題に対応していくため、国や大学、他の中核市との連携を図るなどにより最新の知見を収集し、市民の安全安心に関する情報を提供していく。</p>

②事務名 廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可、指導等

(ア)分野	環境	(イ)担当課	環境部	廃棄物対策課
(ウ)関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
(エ)制定した条例	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(改正)	資料	P 25	
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可、立入検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業・処分業許可 6件(収集運搬業 2、処分業 4) ・立入検査 67件(一般廃棄物処理施設 7、産業廃棄物処理施設 58、産業廃棄物収集運搬業 2) <p>②市の条例で産業廃棄物の処理に関する許可手数料等を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><廃棄物処理施設設置許可の流れ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【事業計画書】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事業計画書提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 施設概要公告(市) ↓ 関係各部署等意見取りまとめ(市) ↓ 市の意見に対する調整等の措置(事業者) ↓ 審査、事業計画手続終了通知(市) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【事前協議書】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">環境影響調査実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事前協議書提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 施設概要公告(市) ↓ 関係各部署等意見取りまとめ(市) ↓ 市の意見に対する調整等の措置(事業者) ↓ 福島市廃棄物処理施設連絡協議会(市) ↓ 審査、事前協議書手続終了通知(市) </div> <div style="width: 45%;"> <p>【許可申請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">許可申請書提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 告示、縦覧 ↓ 専門的知識を有する者からの意見聴取 ↓ 審査、審査結果通知(許可)(市) ↓ 使用前検査申請(事業者) ↓ 使用前検査実施、結果通知(市) </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(市、縦覧を要する 廃棄物処理施設)</p>			
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①一元化 既に市で行っている一般廃棄物と併せて産業廃棄物の事務を行うことにより、不法投棄等の相談窓口が一本化される。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 産業廃棄物処理施設に対し、地域の実情を把握する市が指導監査を行うことから、市民ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 産業廃棄物処理施設を設置する事業者の説明会の実施及び同意書の提出を求めることなどで、地域住民や下流域の関係者への説明責任を果たすよう指導していく。</p>			

<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①一元化 これまで市では、一般廃棄物に関する不法投棄の事務を行っていたが、中核市移行により産業廃棄物の不法投棄の事務も加わったことで、不法投棄の相談窓口が一本化され、市民や町内会等からの通報に対し、市が一元的に対応できるようになった。また、本市に派遣された警察官が窓口となることで、警察との連携強化を図ることができた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 産業廃棄物処理施設の立入検査や産業廃棄物の適正処理に関する相談等について、地域の実情を把握する市が指導監督を行ったことで、よりきめ細かな対応をすることができた。</p> <p>③独自の取り組み 産業廃棄物処理施設を設置する事業者に対し、平成30年4月に策定した福島市産業廃棄物処理指導要綱で、事業の計画段階から地元住民等との調整状況調書や同意書等の提出を求めることを明記した。 今後も、策定した指導要綱の規定に基づき適正な指導を行っていく。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及び今後の取り組み</p>	<p>廃棄物行政の経験者が少ないことから、組織としてのノウハウの蓄積を図るとともに、個々の職員のスキルアップに継続的に取り組んでいく必要があり、環境省が主催する研修への参加や、他自治体を交えた担当者会議などへの参加を通して、知識の習得や事例研究、意見交換を積極的に行っていく。</p>


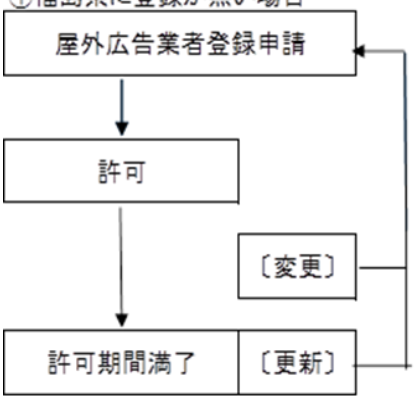

(4) 都市計画・建設

①事務名 開発審査会の設置

(ア)分野	都市・建設	(イ)担当課	都市政策部 開発建築指導課
(ウ)関係法令	都市計画法		
(エ)制定した条例	福島市開発審査会条例	資料	P41
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①開発審査会を設置し、審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為の審査を行う。</p> <p>・審査 4件</p> <p><u>保育園舎の増築に伴う敷地拡張 1</u></p> <p><u>知的障がい者更生施設の増築に伴う敷地拡張 1</u></p> <p><u>農家住宅から農業体験民宿兼用住宅への用途変更 1</u></p> <p><u>有料老人ホームの新築 1</u></p> <p>※形式的な審査で対応できる案件について包括承認基準を策定</p> <p>②市の条例で開発審査会の組織及び運営について定める。(上記条例)</p>		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜開発審査会の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">開発許可申請 (法第34条第1項第14号案件のもの)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">受理受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">諮問</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発審査会にて審議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">承認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発許可</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">造成着工</p>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難、不適當なものについて、県の審査基準を基本にした市の審査基準に基づき、開発審査会を経て許可できる。 ※審査基準・・・開発審査会の承認を経て策定</p> <p>②独自の取り組み 審査会案件のなかでも、件数が比較的多く形式的な審査で対応できる案件については、包括承認基準を策定し市の審査会に上程せずに、審査することにより、許可のスピードアップを図ることが可能となる。 (例：敷地の拡張や相当期間適法に使用されてきた建築物の用途変更など)</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難、不適當なものについて、市の審査会基準を策定し、市が主体的に審査会の運営を行った。</p> <p>②独自の取り組み 新たに包括承認基準を設けることにより、許可までのスピードアップを図った。 (移行前) 90日 ↓ (移行後) 30日 ・ <u>期間の短縮が図られた案件 1件</u> <u>相当期間適法に使用されてきた(農家住宅から一般専用住宅への)建築物の用途変更1</u></p>

②事務名 屋外広告業者の登録、指導、屋外広告物の表示方法等の基準の制定

(ア)分野	都市・建設	(イ)担当課	都市政策部	都市計画課
(ウ)関係法令	屋外広告物法			
(エ)制定した条例	福島市屋外広告物条例			資料 P 42
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①市内で屋外広告業を営む場合に、屋外広告業者の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業者登録 1 件 ・特例屋外広告業届出 314 件 <p>②屋外広告物講習会を開催し、規制内容や申請の流れ等について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物講習会参加者 21 人 <p>③市の条例で屋外広告物の表示方法等の基準、屋外広告業者の登録の要件等を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><屋外広告物許可申請の流れ> 従前どおり</p>  <pre> graph TD A[屋外広告物許可申請] --> B[許可] B --> C[許可期間満了] C -- [更新] --> A C -- [変更] --> A C -- [除却] --> D[除却届] </pre> <p><屋外広告業登録の流れ> 新規</p> <p>①福島県に登録が無い場合</p>  <pre> graph TD E[屋外広告業者登録申請] --> F[許可] F --> G[許可期間満了] G -- [更新] --> E G -- [変更] --> E </pre> <p>②福島県に登録がある場合</p>  <pre> graph TD H[特例届] --> I[許可期間満了] I -- [更新] --> H I -- [変更] --> H </pre>			

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市の景観形成に配慮した屋外広告物の設置規制を行うことが可能になる。</p> <p>②一元化 事務処理特例以外の登録事務も市が行い、違反した屋外広告業者の登録の取消等の措置命令も実施できることから事務の一元化が図られる。</p> <p>③独自の取り組み 今後、景観計画との連携を図ることにより、屋外広告物の設置においても、地域の良好な景観や自然環境の保護等のための制限を行うことが可能となり、市が持つ美しい自然景観や街並みなどの景観の保全、創出が図られる。</p> <p>④福島市景観審議会との連携 屋外広告物について規制や基準の指定、変更等をする場合には、福島市景観審議会の意見を聴取する。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 屋外広告業者の登録によって市内で営業を行う業者をより把握できるようになった。</p> <p>福島市屋外広告物条例の制定に伴い、地域の良好な景観や自然環境の保護等のため、福島市景観まちづくり計画と連携した屋外広告物の表示方法等の基準を定めることが可能となった。</p> <p>②一元化 違反した場合の登録取消等の措置命令も行えるようになったことから事務の一元化が図られるとともに、厳格な指導が可能となった。</p> <p>③独自の取り組み 今後、市独自の屋外広告物の表示方法等の基準を定めていくことにより、市が持つ美しい自然景観や街並みなどの景観の保全、創出が図られる。</p> <p>④福島市景観審議会との連携 屋外広告物について規制や基準の指定、変更等をする場合には、福島市景観審議会の意見を聴取することで、周辺との調和のとれた良好な景観の形成が図られる。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の 声</p>	<p>特例屋外広告業届に関し、既に福島県に登録している事業者から「登録手数料が不要で、かつ提出書類の簡素化もなされており大変ありがたい」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>条例の基準には適合しているものの、眺望の阻害あるいは周辺との調和が図られていないと思われる広告物が見受けられることから、他自治体の事例等を確認し、市関係部署からの意見を整理した上で表示方法等の基準策定のあり方の検討を行う。</p>

③事務名 浄化槽の保守点検業者の登録

(ア)分野	都市・建設	(イ)担当課	都市政策部 下水道室下水道総務課
(ウ)関係法令	浄化槽法		
(エ)制定した条例	福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	資料	P 40
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①浄化槽の保守点検業者の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新登録 32 件 ・廃業等届出 14 件 ・変更届出 34 件 ・登録証書換え 19 件 <p>②市の条例で浄化槽保守点検業者の登録の要件を定める。</p>		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜登録の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">登録申請</p> <p style="text-align: center;">※登録・更新申請等の受付は随時 (業者によって登録の有効期間が異なるため)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登録申請手数料の納付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p>①書類審査…新規及び更新登録申請に関する書類の内容及び登録資格を審査する。</p> <p>②現地調査…備えるべき器具を備えているかどうか、実際に営業所へ赴き、確認する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登録証の発行</p>		
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①一元化</p> <p>保守点検業者と浄化槽管理者の両者に対して、管理指導等（各種届出、保守点検の助言及び指導等）が行いやすくなる。</p> <p>これまでは、市外に営業所が設置してあっても保守点検業を行うことができたが、今後は市内に営業所を設置することとなるため、浄化槽に故障が生じた時、すぐに対応が可能となる。</p>		

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①一元化</p> <p>市が業者に対して、適切な保守点検業務を実施しているか、直接指導を行えるようになった。</p> <p>保守点検業者が営業所を市内に置くことで、浄化槽管理者である市民は、浄化槽の不具合時や保守点検において丁寧かつ迅速な対応を期待することができる。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>本市だけでなく近隣市町村でも営業をしている事業者からは、「市と県と二重に登録を行う必要が生じるため、手間がかかる」との声が聞かれた。</p>

(5) 教育・文化

①事務名 県費負担教職員の研修

(ア)分野	教育	(イ)担当課	教育委員会	教育研修課
(ウ)関係法令	教育公務員特例法			
(エ)制定した条例	—			資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①小・中学校教諭初任者、新規採用養護教諭、小・中学校教諭経験者研修Ⅱ等の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小・中学校教諭初任者研修 12 回</u> ・ <u>新規採用養護教諭研修 8 回</u> ・ <u>小・中学校教諭経験者研修Ⅱ 2 回</u> ・ <u>小・中学校 2 年次教員フォローアップ研修 4 回</u> ・ <u>初任者研修拠点校指導教員、校内指導教員研修会 1 回</u> ・ <u>校長等連絡協議会 2 回</u> 			
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜研修実施の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">研修カリキュラムの作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">講師等派遣依頼、研修場所の確保</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研修対象者在籍校長及び対象者への通知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研修実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研修報告書の確認・指導</p>			
(キ)想定した効果	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>教職員の資質向上はもとより、ふるさとに誇りと愛着を持った児童生徒の育成に役立つものであり、将来にわたって、ふるさとを愛する人材の育成につながる。</p>			

<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>小・中学校教諭初任者及び新規採用養護教諭研修では、授業研修や他校種参観研修、社会奉仕等体験研修、特別支援学校訪問研修など授業づくりや学級経営等、日々の教育実践にいかすことができる研修をバランスよく配し、教職員として身に付けるべき資質能力や指導力の向上のために必要な研修を実施することができた。また、2年次教員フォローアップ研修では、教科研修や企業等体験研修等、専門職としての基礎・基本並びに社会人として必要な教養やコミュニケーション能力を高める研修を実施した。</p> <p>上記研修対象者は全員市外出身者であったが、本市の教育施設及び地元企業等において体験研修を実施したことで、本市への理解を深め、研修内容や自らの体験を児童生徒に還元することができた。</p> <p>小・中学校教諭経験者研修Ⅱでは、学習指導や生徒指導の力量の向上を図る研修を計画し、職責遂行上必要な専門的知識、資質能力の向上を図る研修を実施したことで、学級・学年経営、校務分掌のリーダーとしての自覚と力量の向上を図ることにつながった。</p> <p>さらに、独立行政法人教職員支援機構主催の研修会に本市教職員及び指導主事を派遣し、キャリアステージに応じた研修及び本市教育課題の解決や日々の教育実践に即した実践的な研修の機会を設定することができた。</p> <p>②独自の取り組み</p> <p>県の研修は講義形式による座学であるが、本市では参加型の授業研修や模擬授業を行ったり、学校現場において指導力のある教員の授業を参観し、協議したりするより実践的な研修を取り入れた。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及び今後の取り組み</p>	<p>本市の今日的な教育課題に対応したより実践的な研修の創設や新学習指導要領の実施を見据えた研修内容の見直しに努める等、教職員研修の一層の充実を図っていく必要がある。</p>

【補足】「平成 29 年 12 月定例会議中核市移譲事務に係る条例議案補足説明資料」に掲載の条例のなかで、本資料本文や別の事務と合わせて事務実施の効果を記載しているもの

	条例名	本資料説明箇所	頁
1	No.1 福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例	6②包括外部監査の導入	7
2	No.23 福島市保健所条例	8(1)①いのちと健康を守る拠点の形成と取り組みの推進	10
		③感染症（新型インフルエンザ、結核など）のまん延防止のための措置	18
		④小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援	20
		⑤難病患者の療養支援	22
3	No.32 福島市と畜場法施行条例 No.33 福島市化製場等に関する法律施行条例	処理実績なし	